

草津市空家等対策推進協議会の協議事項について

本協議会設置の主な目的（空家等対策特別措置法第7条）

- ①空家等対策計画の作成に関する協議
②空家等対策計画の実施に関する協議

○協議事項

- (1) 空家等対策計画の作成に関すること。
(2) 特定空家等に関すること。
・空家等が特定空家等に該当するか否かについて。
・特定空家等に対する立入調査の方針について
・特定空家等に対する措置の方針について
(3) 空家等の利活用に関すること。

空家等のイメージ図

